## 業務及び財産の状況に関する説明書類 第 57 期

自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月31日

公衆縦覧開始日 2024年8月6日

有限責任監査法人ト 一 マ ツ

### 目 次

一. 業務の概況
1. 監査法人の目的及び沿革
(1)監査法人の目的
(2) 監査法人の沿革
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別 2
3. 業務の内容2
(1)業務の概要
(2)新たに開始した業務その他の重要な事項 $\cdots$ 2
(3) 監査証明業務の状況
(4) 非監査証明業務の状況
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況 3
(1)業務の執行の適正を確保するための措置 $\cdots 3$
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務
の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担
者」という。)の選任の状況 6
(3)業務の品質の管理の状況等の評価 7
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な
影響を及ぼすことを排除するための措置17
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46条の9の2第1項(品質管理
レビュー))を受けた年月17
(6)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して
責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認17
5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携17
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、
財務書類の監査又は証明をすることを業とする者) との業務上の提携に関する事項18
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称及び提携を開始した年月 …18
(2) 当該業務上の提携内容及び共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を
行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組
織における取決めの概要18
二. 社員の概況18
1. 社 員 の 数18
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成18
三. 事務所の概況20

四. 監査法人の組織の概要	···21
五. 財産の概況	
<ul><li>1. 売上高の総額</li><li>2. 直近の二会計年度の計算書類</li></ul>	
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書 ····································	
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	
六. 被監査会社等 (大会社等に限る。) の名称	…24

この説明書類は、公認会計士法第34条の16の3第1項に基づき、全ての事務所に備え置き公衆の縦覧に供するため作成したものであります。

#### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的としております。

- ① 財務書類の監査又は証明をすること
- ② 財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に 応ずること
- ③ 会計士補及び公認会計士試験合格者に対し実務補習を行うこと

#### (2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は、次のとおりです。

年	月	沿    革
1968年	5月	等松・青木監査法人設立
1975年	5月	トウシュ ロス インターナショナル (TRI) 〜加盟
1986年	10月	監査法人サンワ事務所(1973年6月設立)と合併し、法人名称を「サン
		ワ・等松青木監査法人」に変更
1988年	4月	監査法人丸の内会計事務所(1968年12月設立)と合併
	10月	監査法人西方会計士事務所(1969年8月設立)及び監査法人札幌第一会
		計(1976年4月設立)と合併
1990年	2月	TRIがデロイト ハスキンズ アンド セルズ インターナショナルと合
		併(1月)し「デロイト ロス トーマツ インターナショナル(現 デロ
		イト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL) ※) 」となったことに
		伴い、監査法人三田会計社(1985年6月設立)と合併し、名称を「監査
		法人トーマツ」に変更
2001年	4月	サンアイ監査法人(1983年5月設立)と合併
2002年	7月	監査法人誠和会計事務所(1974年12月設立)と合併
2009年	7月	有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ
		(英文名称はDeloitte Touche Tohmatsu LLC)」に変更
2015年	4月	デロイト トーマツ合同会社とグループ規約を締結

(注) ※各国のプロフェッショナル・ファームをメンバーとする英国の法令に基づく保証有限責任会社です。

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人であります。

#### 3. 業務の内容

#### (1)業務の概要

#### (監査証明業務)

当法人は、金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか任 意監査を含めて幅広く監査業務を実施しております。当年度末の被監査会社数は、前年 度末と比較して25社増加し、3,187社となりました。また、当年度における監査証明業 務にかかる収入は943億58百万円となりました。

#### (非監查証明業務)

当法人は、経済社会及びステークホルダーの多様なニーズに応えるため、インダストリーレギュレーション、アカウンティング&ファイナンス、ガバナンス、オペレーション、テクノロジー、サステナビリティ領域のリスクマネジメントに関するアドバイザリー業務の提供に努めております。当年度において、非監査証明業務を提供した会社数は2,718社、当該業務にかかる収入は486億73百万円となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当年度の業務収入総額は、 1.430億32百万円となりました。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

2023年12月1日付で、当法人内にあるリスクアドバイザリー事業本部の一部の組織・機能を子会社のデロイトトーマツ リスクアドバイザリー株式会社に移転させ、その後の追加的な資本関係の見直しにより、同社を当法人が直接持分を保有しない、デロイトトーマツ グループ内に並列する会社 (2023年12月4日付で合同会社に変更) としております。

#### (3) 監査証明業務の状況

155 1/17	被監査会	社等の数
種類	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	799社	791社
金商法監査	7社	1社
会 社 法 監 査	1,094社	212社
学校法人監査	65社	一社
労働組合監査	20社	一社
その他の法定監査	578社	82社
その他の任意監査	624社	2社
計	3,187社	1,088社

#### (4) 非監査証明業務の状況

区 分	総数	内大会社等の数
対象会社等数	2,718社	335社

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

#### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

#### ① 経営の基本方針

当法人は、「経済社会の公正を守り率先してその発展に貢献する(Fairness to society)」、「クライアントの期待を超える知的専門サービスを総合的に提供する(Innovation for clients)」、「各人の個性を尊重し能力を発揮できる生きがいのある場を創りだす(Talent of people)」を経営理念としております。また、DTTLが各国のメンバーファームに指針として提示する"Deloitte makes an impact that matters"をPurpose(存在理由)とし、このPurposeの実現のため、全ての社員・職員が「プロフェッショナルのあるべき姿を率先して追及し、多数の機会創出・持続可能な社会の実現への貢献(Lead the way)」、「誠実性を堅持し、クライアント、規制当局、社会一般からの信頼向上(Serve with integrity)」、「メンバー相互の尊重、公平性の確保及び成長と幸福追求に向けた配慮と助け合い(Take care of each other)」、「多様性を強みとするInclusiveな組織風土の醸成(Foster inclusion)」及び「多様なプロフェッショナルが相互協力の精神で国境や専門性の垣根を超えた連携(Collaborate for measurable impact)」をShared Values(共通の価値観)として共有しております。

当法人では全ての社員・職員がこの経営理念を共有するとともに、Purposeや共通の価値観を具体的な行動として記述した「デロイト トーマツ グループ Code of Conduct」を定め、社員・職員の行動原則とすることにより、「品質のトーマツ」として幅広くステークホルダーの皆様から最も信頼されるプロフェッショナル・ファームとなることを目指しております。

#### ② 経営管理に関する措置

当法人は、社員総会を最高意思決定機関としつつ、迅速かつ適切な意思決定を容易にするため、意思決定機関としてボードを設置しております。

ボードは、ボード議長、ガバナンス機関の構成員である評議員及び経営執行のトップである包括代表で構成され、執行を行わないメンバーがその中心を担うことで、ガバナンス強化を図っております。また、ボード内委員会として、常設の監査委員会、報酬委員会、推薦委員会の三委員会及び公益監督委員会を設置し、監査委員会には法人外監査委員としてDT弁護士法人所属の弁護士を選任しております。ボード議長、評議員及び包括代表の選出は、「包括代表等に関する選出規程」に基づき、推薦委員会が候補者を推薦し、社員総会での承認を経て選任しております。経営執行は、当法人の最高経営責任者として包括代表が行い、包括代表に指名された執行役が各所管の業務執行を担当しております。包括代表、執行役、監査・保証事業本部ビジネス・リスク・リーダー、リスクアドバイザリー事業本部ビジネス・リスク・リーダーを構成員とするExecutive Committeeにて、ボードが決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行するとともに、ボードへの付議事項が決定されます。包括代表及び執行役の業務執行は、ボードが監督し、さらに包括代表直轄の内部監査室が監査委員会と連携して内部監査を実施しております。なお、ボードメンバーの任期は、就任後第4回目の定時社員総会終結時までであります。

また、当法人が「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」で求められる組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者として外部有識者3名を選任しております。当該第三者(以下「独立非業務執行役員」という。)は、オブザーバーとしてボードに参加するとともに、三委員会に各1名ずつ陪席しております。ボード内委員会の公益監督委員会は独立非業務執行役員のみで構成されております。独立非業務執行役員には、これらの会議体への参加等を通じてその知見に基づく助言・提言を行い、当法人のガバナンスの実効性の発揮を支援する機能を果たすことが期待されております。

なお、独立非業務執行役員の選任にあたっては、当法人の被監査会社の主要株主でないこと及び被監査会社の役員その他の財務報告に重要な影響を有する地位を有していないことを確認しております。また、独立非業務執行役員の任期は、就任後第2回目の定時社員総会終結時までとし、原則2期、最大3期までとしております。

また、組織規程に基づき、プロフェッショナル業務については、2つの事業本部(監査・保証、リスクアドバイザリー)を置き、各事業本部長が職務分掌規程に基づき、当該事業を運営しております。監査・保証事業については、10の事業部(東日本第一、東日本第二、東日本第三、東日本第四、中京、関西、西日本、金融、パブリックセクター・ヘルスケア、監査アドバイザリー)を、リスクアドバイザリー事業については、2つの事業部(インダストリー、コンピテンシー)を置き、各事業部長の指揮のもと、所管の業務の執行を統括しております。

#### ③ 法令遵守に関する措置

当法人は、社員・職員の価値基準・行動基準として、DTTLで採択された「Global Principles of Business Conduct」を基礎とした、デロイト トーマツ グループCode of Conductを定めております。これらの運用と推進により、Code of Conductの継続的な 浸透を図り、社員・職員のエシックスとインテグリティに対する認識を深め、判断力と 意思決定能力の養成に努めております。

当法人は、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部にEthics及び法務の各担当を置き、業務の執行及び推進に関連する倫理上及び法律上の諸問題に対するコンサルテーションを実施するとともに、必要に応じて、DTTLのEthics担当部門及び法務担当部門とも協議する仕組みを有しております。社員・職員に対して、Code of Conductを含むエシックスとインテグリティに関する研修等のコンプライアンス教育を行うとともに、Deloitte Speak Up(通報窓口)を設置し、その連絡先を法人内イントラネットや外部ウェブサイトにて公開することで、内部及び外部からの通報を受ける体制をとっております。さらに「インサイダー取引防止規程」を制定し、研修等を通じてインサイダー取引防止の周知徹底を図っております。

包括代表は、職業倫理の浸透、コンプライアンス違反の抑止及びコンプライアンス遵 守プロセスの改善策の立案と実行に責任を負うエシックス・リーダーを部門ごとに任命 し、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部と連携して、社員・職員 のエシックスとインテグリティ意識の向上を図るとともに、独立性を含む職業倫理の遵 守の重要性を強調するメッセージを継続的に発信しております。

#### ④ その他

(情報処理に関する措置)

当法人では、業務上提供を受けた情報(個人情報を含む)を安全に管理することが、公認会計士法に定める守秘義務を遵守するために必要不可欠であることを認識し、情報セキュリティ規程や個人情報の保護に関する規程等を定め、研修を定期的に実施するなど、情報を取り扱うすべての者に周知徹底して業務を遂行しております。業務上提供をうけた情報は、必要なセキュリティ対策を施した当法人所管のインフラ内で管理し、VDI(仮想デスクトップシステム)や、強固な安全管理措置を講じた貸与パソコンを導入することで、パソコン紛失等に起因する情報の流出防止を図っております。業務では、当法人を含むデロイトトーマッグループ所定のセキュリティ基準に準拠したアプリケーションを利用し、業務上での情報の取り扱いについて定めたルールを順守しております。

なお、当法人を含むデロイト トーマツ グループは、業務上提供を受けた情報を安全に管理するため、当該情報を取り扱う全てのグループ内の関係会社を対象とし、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する国際規格である「ISO27001」の認証を取得しております。今後も継続して、ISMSの更なる改善を行い、情報を安全に管理し、紛失、破壊、改ざん及び流出を防止して参ります。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務 の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担者」 という。)の選任の状況
  - ① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、組織機構を定め、適切なガバナンスのもと、役割と権限を明確にし、効率的な経営及び業務の執行体制を確立するため、「組織規程」を定めております。「組織規程」に基づき、監査・保証事業の品質及びリスク管理を統括する品質・リスク管理本部を設置しております。品質・リスク管理本部は、「職務分掌規程」に基づき、監査・保証事業の適切な業務品質とリスクを管理することを主目的とし、その責任を負っており、品質統括、リスク管理、監査・保証業務モニタリングなどの職務を管掌しております。品質統括では、個別の監査業務の審査を所管するとともに、監査関連マニュアルや会計基準等の適用に関するコンサルテーションを行い、さらに、監査品質向上のための施策を立案し、監査現場への展開を支援するとともに、その実行状況をモニタリングしております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部 門等との間における独立性の確保の状況

当法人は、「組織規程」に基づき、上場会社等の財務書類に係る監査業務を行う事業部とは別の組織として、品質・リスク管理本部を設置しており、その独立性を確保しております。品質・リスク管理本部長は、「組織規程」及び「職務分掌規程」に基づき、監査業務の品質管理システムの整備及び運用に責任を負っております。品質・リスク管理本部長の指揮のもと、品質・リスク管理本部に所属する主要な責任者は監査業務に従事しないことに加えて、品質及びリスク管理の業務について適切な職務分担を行うことにより、これらの業務に必要な時間を確保しております。

#### (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日(会計年度中の一定の日)2024年5月31日

#### ② 業務の品質の管理の目的

当法人は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」が適用される 財務諸表の監査及びレビュー、保証その他の業務の実施に関する品質管理システムの整 備及び運用に責任を有しております。品質管理システムの目的は、当法人に対して、以 下の事項について合理的な保証を提供することにあります。

- 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること。
- 当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な業務に関する報告書を発行すること。

#### ③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

#### ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続並びに職業倫理の遵守に関する方針及び手続をマニュアルに定め、これを社員・職員が遵守することを求めております。また当法人は、当該マニュアルにおいて被監査会社への同時提供禁止業務や被監査会社の株式保有の禁止等について定めており、国際倫理・監査財団 (International Foundation for Ethics and Audit: IFEA) の国際会計士倫理基準審

議会(The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA)が定める倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)、公認会計士法及びその関連する諸規則並びに日本公認会計士協会の品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び倫理規則等に準拠しております。

当法人は、DTTLが整備した、全世界の被監査会社及びそのグループ会社(以下「被監査会社等」という。)を登録したデータベースをメンバーファーム間で共有し、独立性の保持が要求される被監査会社等を検索するシステムを利用しております。当該システム内の情報は、当法人のみならずグローバルベースで適時に更新され、独立性の保持が要求される被監査会社等を適時に識別するとともに、被監査会社等に、同時提供禁止業務が提供されることを防止しております。また、DTTLが整備した、デロイトトーマツグループに属する会社を登録したデータベースを用いて独立性を保持すべきメンバーファームの範囲について確認を行っております。

当法人は、被監査会社等の株式・債券等の保有を禁止しております。その遵守状況については、各社員・職員の保有株式・債券等をDTTLのモニタリングシステムに登録させて継続的にモニタリングしております。登録内容の正確性を確認するため、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部において内部検査を実施しております。モニタリング又は内部検査により問題が発生している場合又は発生する可能性が高いと判断した場合は、直ちにその解消を図っております。

当法人は、社員・職員に対して、入社時並びに年に1回、独立性に関する確認手続を実施しております。さらに、監査チームの全てのメンバーは、監査業務の開始及び終了時に被監査会社等との利害関係がないことを確認し、当該確認結果を監査調書として保存しております。

当法人は、社員・職員の職業倫理及び独立性に対する理解を徹底するため定期的に研修を実施しております。また、独立性に係わる諸問題のコンサルテーション窓口を設置し、独立性担当社員のもとで、随時コンサルテーションを実施しております。また、必要に応じて、DTTLの独立性責任者と適時に課題を協議・解決する仕組みを有しております。

なお、上述の職業倫理及び独立性の方針及び手続に反する事案が識別された場合に は法人の定める所定のルールに従い懲戒処分等を実施しております。

#### イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査業務等の契約の受任に先立ち、企業と当法人(社員・職員を含む。)の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受任にあたっては、契約所管予定部門長の承認の後、監査業務リスク管理の承認を必要としております。監査業務リスクが高く、契約の受任にさらに高度な判断を要する場合には、リスク管理部長による追加承認手続を実施することとしております。

監査契約の更新には審査担当社員の承認を要することとし、監査業務リスクが高い場合には監査業務リスク管理による追加承認手続を、契約の更新にさらに高度な判断を要する場合には、リスク管理部長による追加承認手続を実施することとしております。

なお、監査契約の受任・更新に当たり、監査・保証事業本部長とリスク管理部長の 意見が相違している監査契約及び著しく重要な監査契約の受任の可否については監査 契約検討会議において決定することとしております。

#### ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

法人は、監査証明業務の業務執行社員の決定手続を「業務執行社員等決定に関する規則」に定め、これを運用しております。監査チームは、被監査会社の業種、事業の規模や複雑性、ITシステム利用の範囲やその複雑性、監査業務の特性(IPO、IFRS、米国会計基準等)等の理解に基づき、監査責任者である業務執行社員が、公認会計士資格を有する者を中心とするコア・チームに、ITや税務等の内部専門家を加えて組成します。

事業部においては、経営環境や管理体制等を考慮したうえで最適な監査チームを組成するとともに、状況変化に応じた人員の補充を行う等、監査チームと一体となった品質管理システムを整備しております。また、筆頭及び業務執行社員や主査が監査をリードするために十分な時間を確保できるよう、監査チームの組成に当たって、審査担当社員を含めた標準的な関与時間割合を定めるとともに、実際の関与時間が標準と大きく乖離していないか常時モニタリングしております。

社員ローテーションに関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠して内部規程を定め実施しております。原則として同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を超えて関与できないこととなっております。同一関与先に対して、再度監査業務を行う場合は、最低2会計期間のインターバルが必要とされており

ます。なお、上場会社等である関与先の筆頭業務執行社員は5会計期間を超えて監査業務を行えないこととなっております。当該上場会社等の監査業務に再度関与する場合には、5会計期間以上のインターバルが必要とされております。なお、職員の長期関与についても、長期関与から生ずる阻害要因を評価するために一定のガイドラインを設けております。

日本公認会計士協会の会長通牒「「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」により、社会的影響度が特に高い会社(時価総額が概ね5,000億円以上の上場会社)の監査を担当する業務執行社員に対して、監査補助者として従事した期間を含め、関与期間の合計が10年超となることを防止するルールが適用されております。当法人では、当該ルールに準拠した社員ローテーションが行われる仕組みを運用しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

#### (ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、社員登用、評価及び報酬に関する方針及び手続を「社員人事基本規程」、「普通出資社員(GP)報酬規程」、「普通出資社員(P)報酬規程」、「社員人事制度ハンドブック(GP及びP)」及び関連諸規程に定め、これを運用しております。

社員登用については、登用基準及び要件に基づき候補者を選定し、候補者について意見聴取、インタビュー等を実施したうえで社員登用会議において候補者を審議し、ボードで決定後、社員総会により承認しております。

社員評価については、業務のプロセスにおいて発揮された能力と担う役割を「コンピテンシー評価(Audit & Assurance)」「職能評価(Risk Advisory)」で、業務の量と成果を「パフォーマンス評価(Audit & Assurance)」「業績評価(Risk Advisory)」で評価しております。「コンピテンシー評価」及び「職能評価」は、品質への貢献等のピアレベルごとに設定された評価要素に基づき行われます。「パフォーマンス評価」及び「業績評価」は、担うロール及びポジションに応じた行動目標の達成状況(定められた項目についての定量的な評価を含む。)に基づき行われます。社員のピアレベルの昇降格及び社員報酬は、社員評価結果等に基づき監査法人社員評価会議において審議のうえ、包括代表が決定します。なお、品質管理への貢献や外部検査等の結果に応じて社員報酬額の調整を実施しております。

#### (イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識のもと、人材育成に注力しております。人材育成については、①現場での学習、②パフォーマンス評価やコーチング、さらには同僚からのサポートや指示命令を通じて行うもの、③法人が受講を指示する必須研修等の3つに分類し、これらが有機的に結合することで機能すると考えております。

研修に関しては、社員・職員が「求める人材像」に着実に近づけるように、DTTLと共通の体系的な研修プログラムを用意しております。また、職位ランク別に期待される役割を明確に定め、当該役割を果たすために各職位で必要となる各種スキルを、研修を通して確実に身に付けさせるため、「スタッフまでは育てきる」「マネジャー以上は強みを伸ばす」という育成理念のもと、各種スキルの十分な習得機会と習得したスキルを業務に即座に活かすことができる実践的な研修を実施しております。なお、各種研修については、研修の目的や研修効果等を総合的に考慮して提供方式を対面、リモート、e-Learningのいずれにするかを決定し、監査品質の維持・向上に努めております。

日本公認会計士協会の継続的能力開発制度(CPD)に関する履修管理については、研修管理システムを利用して履修を徹底しております。

#### (ウ) その他

#### (職員の採用及び人事評価)

当法人は、職員の採用に関する方針及び手続を定め、業務を遂行するために必要な能力を保持した誠実な人材を採用しております。多様なステークホルダーの期待を超えるべく高品質な監査・保証業務やアドバイザリー業務等を提供するために、公認会計士試験の合格者や外国の公認会計士資格保有者のほか、ITスペシャリスト、データ分析の専門家、金融領域の専門家、非財務・サステナビリティの専門家等高い専門性やインダストリーの知見、そして十分な業務経験を持った人材を中心に採用するとともに、多様な人材の一つとして監査イノベーション&デリバリーセンター(AIDC)においてオペレーターの採用も行っております。

また、「職員人事制度ハンドブック」において職員の評価、給与及び昇格等に 関する方針及び手続を定めるとともに、一人ひとりの職員の多様な働き方に応じ てプロフェッショナルとしてのキャリアを積むことができるようフレキシブル ワーキング制度等を制定し、業務環境の整備を図っております。

#### (情報通信技術の取得又は開発、維持及び配分)

当法人は、情報システム本部、A&Aシステム及びAudit Innovationの3つの部門を設置し、DTTLのメンバーファームに共通して適用される統一的な監査業務管理(監査の受嘱から監査実施に至る一連の業務プロセス)や品質管理方針に沿った監査支援ソフトウェアや各種ツールの開発・整備・運用を行っております。また、デロイトトーマツグループ共通で利用する社内システムの適切な利用のために適宜デロイトトーマツグループ内のIT部門やその他関連部門と連携しております。情報システム本部は、デロイトトーマツ合同会社 CIO及び関連する執行役と連携したデロイトトーマツグループ共通のIT対応を実施しております。A&Aシステムは、監査業務ツールの導入・維持、運用及び監査・保証事業本部に関する情報システム全般の対応をすることを主目的とし、情報システム本部の職務のうち監査・保証事業本部におけるIT対応を実施しております。Audit Innovationは、当法人の決定した方針に基づきITを用いた監査業務推進に関する事項の対応並びに監査・保証事業におけるIT知見のある人材育成施策・プログラムの企画・開発及び管理を実施しております。

#### オ. 業務の実施及びその審査

#### (ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日 企業会計審議会)等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制として、当法人が実施する業務の内容及び状況並びに当法人の性質及び状況を考慮したうえで、職業的専門家としての判断に基づき、品質管理システムを整備し、運用しており、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負う包括代表の指揮のもと、品質・リスク管理本部の品質・リスク管理本部長が品質管理システムの整備及び運用に責任を持っております。また、その整備及び運用状況の有効性を、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者のもと、監査・保証業務モニタリングがモニタリングしております。

当法人は、DTTLのネットワークファームの一員としてDTTLのメンバーファームに共通して適用される統一的な監査業務管理(監査の受嘱から監査実施に至る一連の業務プロセス)や品質管理方針を導入して監査業務等を実施しております。こ

れらの方針を適切に業務に反映させるために、業務マニュアル、監査マニュアル、 監査支援ソフトウェア(監査手続/標準調書/業務管理ツール)や各種ツールを開発・整備して使用しております。また、社員・職員が直面する会計・監査上の諸問題の解決支援のため、専門的な見解の問合せに対応する部署を設置しており、テクニカルな問題等の相談に随時対応するとともに、クロスボーダーの諸問題については、DTTLのグローバルネットワークも活用しております。

(イ) 監査証明業務に係る審査(監査上の判断の相違の解決を含む)

当法人は、監査業務を含めた全ての意見表明業務に審査担当社員を指名し、業務に直接関与するメンバーとは独立した立場から客観的な視点で業務に係る審査を行うことにより、品質の確保に努めております。審査担当社員は、業務執行社員と同様に社員ローテーション規程が適用され審査期間は5会計期間を限度としております。審査担当社員には、審査対象業務についての十分な知識と経験と能力を有し、かつ、当該監査業務から独立した社員を指名しております。なお、監査業務リスクが高いと判断された監査業務等に関しては、品質・リスク管理本部 品質統括 監査品質の審査 (J GAAS) に所属する審査担当社員を中心に、経験豊富な審査担当社員を指名することとしております。所定の要件に合致する重要な審査事項については、品質・リスク管理本部 品質統括 監査品質の審査 (J GAAS) へ報告し承認を得ることとしており、さらに、業務執行社員と審査担当社員における監査上の判断の相違を解決する上位の審査機構として、事前相談会議及び審査会議を設置しております。なお、DTTLの指揮のもとで、毎年、当法人の品質管理体制や個別監査業務等が監査マニュアル等に準拠して運営、実施されていることを検証しております。

(ウ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行って いる監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書(電子及び紙)の管理の水準を確保することを目的として、 監査調書の登録・管理の運用ルールを定め、監査調書の不適切な変更を防止する体 制を整備し運用しております。

電子監査調書は、個々の監査業務に従事する担当者にのみアクセス権限が付与された電子監査調書管理システムを用いて作成し、左記システムで作成したアーカイブファイルのみ、調書登録管理システムへの登録が可能となります。また、電子監

査調書管理システムでは、一度アーカイブしたファイルは修正できない仕組みとなっております。アーカイブ後に修正の必要が生じた場合は、新たにアーカイブファイルを作成し、調書登録管理システムへの追加登録を行う必要があります。

調書登録管理システムに登録済の紙監査調書は、所定の外部倉庫に保管しております。登録済紙監査調書の閲覧を希望する場合は、調書登録管理システム上での業務執行社員による承認後、監査調書管理責任者又は監査調書管理責任者が指名した者の立会のもとでのみ許容されます。この際の外部倉庫からの調書の引き出し処理は、監査調書管理責任者が指名した者のみが権限を有しております。

なお、調書登録システム登録後の監査調書の修正・変更は認めておりませんが、 例外的に追加の必要が生じた場合には、審査部門の承認のもとで行われます。

#### カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、法人内で信頼性の高い情報が適時に交換できるように、監査支援ソフトウェアをはじめとした各種ツールを利用しております。また、各種会議等の情報経路を通じ、主に社員・職員及び監査チームと当法人の品質管理を担う部門との間で相互に情報の収集及び伝達が円滑に図られております。DTTL及びデロイトトーマツグループ内においても、独立性に関連する情報をはじめ品質管理に必要な情報の収集伝達を行っております。さらに監査役をはじめとするステークホルダーに対しては、法令で要求される事項にとどまらず、監査品質に関する報告書等を通じて品質管理に関連する情報を広く伝達しております。

#### キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人が監査人予定者である場合、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を 入手し、前任監査人に監査業務の引継を要請して前任監査人への質問及び前任監査人 の監査調書の閲覧による引継を実施することとしております。

実施した監査業務の引継の内容については記録を作成し、監査業務リスク管理が承認したうえで前任監査人との相互確認を行い、相互確認後の記録を監査契約の受任の承認者に提出するとともに、記録を保管することとしております。

当法人が前任監査人として会社から監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合、適時に監査人予定者が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施するうえで有用な情報を誠実かつ明確に提供することとし、当法人が監査契約の締結の辞退又は契約の解除を行った場合、監査人予定者の要請に基づき、監査人予定者が監査契約

の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると当法人が判断した違法行為又は その疑いに関する全ての事実と情報を監査人予定者に提供することとしており、不正 リスクへの対応状況等、当法人が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者 に伝達することとしております。

監査調書については、当法人と監査人予定者との間で「監査調書の閲覧に伴う守秘 義務の承諾書」を取り交わし、監査業務リスク管理の承認後、監査調書の閲覧の求め に応じることとしております。

実施した監査業務の引継の内容の記録について、監査品質統括の審査(J GAAS) の承認後、監査人予定者と相互確認を行い、相互確認後の記録を監査調書として保管 するとともに、監査業務リスク管理に提出することとしております。

ク. ア. からキ. までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の 明確化

当法人は、包括代表が品質管理システムに関する最終的な責任を負い、品質・リスク管理本部長が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っております。これに加え、独立性に係る要求事項の遵守並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任をはじめ、ビジネスプロセスごとの品質管理に関する責任をそれぞれ主管部門責任者等に割り当てております。品質管理に関する責任の割当にあたっては、適性、権限、従事可能時間等に加えて、役割と責任に関する理解を確認しております。

ケ. ア. からク. までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する 可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに 対処するための方針の策定及び実施

当法人は、主体的な品質管理を実行するため、監査事務所として必要と考える品質目標を設定し、品質管理に従事する責任者はその品質目標の達成を阻害しうる品質リスクの識別を実施しております。識別された品質リスクについては、リスクの重要度を評価するとともに、評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実行しております。

品質目標、品質リスク及び品質リスクに対処するための方針又は手続は、継続的に 見直しをしており、環境変化や新しく発生した事象等を反映して、毎期更新しており ます。 コ. ア. からク. までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」 という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を定め、当該責任者の下、監査・保証事業本部から独立した監査・保証業務モニタリング部門が、品質管理システムの整備・運用状況の有効性をモニタリングしております。また、DTTLと連携を取りながら、品質管理システムや個別監査業務等が監査マニュアル等に準拠して運営、実施されていることを定期的に検証しております。この検証は品質管理システムの維持・向上のための重要な機能であるとともに、その結果は業務執行社員の評価にも反映する仕組みとなっております。また、必要な場合には、社員の担当監査業務の見直しが行われます。

品質管理システムに関して識別された不備については、根本原因分析の結果を踏まえ、関連部署が緊密に連携して改善措置を取りまとめ、その実施状況をモニタリングすることで、改善活動を実施しております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人は、品質管理システムの不備を識別するための基礎を提供するモニタリング活動を実施するとともに、不備が識別された場合には、その重大性と広範性を評価し、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。当法人の品質管理システムに最終的な責任を有する包括代表は、これらのプロセスの結果を踏まえて、2024年5月31日を評価基準日とする評価を実施した結果、当法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると結論付けております。

なお、品質管理システムによってその目的が達成されないリスクが許容可能な低いレベルにまで低減される場合に、その目的が達成されているという合理的な保証が得られます。品質管理システムには固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではありません。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を 提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策 定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の 内容 該当ありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な 影響を及ぼすことを排除するための措置

監査業務の複雑化等に対応するため、公認会計士法に規定される特定社員制度に基づき、公認会計士以外の適切な専門家を特定社員としております。また、特定社員に関する権利義務を定め、特定社員が補助者として行う場合を除き、監査証明業務へ従事することを禁止するとともに、審査担当社員となることを禁止しております。

当法人は、公認会計士である社員以外の者が監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するために、ボード、審査会議及び監査品質会議のメンバーのうち公認会計士である社員の占める割合を75%以上とするとともに、公認会計士である社員以外の者がこれら会議の議長及び包括代表となることを禁止しております。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46条の9の2第1項(品質管理 レビュー)) を受けた年月

2022年12月

(6)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して 責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の包括代表である大久保孝一は、品質・リスク管理本部長、レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部長及び監査・保証業務モニタリング部長から定期的に報告を受けるとともに内部監査室及び監査委員会から監査の報告を受け、またボード、審査会議、監査法人社員職能評価会議その他重要な会議に出席し、その審議を通して当法人の第57期(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)の業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携

該当事項はありません。

- 6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、 財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項
  - (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称及び提携を開始した年月
    - ① デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL):1990年1月
    - ② デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) : 2018年9月
- (2) 当該業務上の提携内容及び共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を 行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織 における取決めの概要

当法人はDTTLのネットワークファームの一員としてブランドと業務マニュアル (Deloitte Policy Manual)を共有し、監査技法、教育研修プログラム、顧客の開拓及び 国際業務における提携を行っております。また、Board of Directors、Executive Committee、Operating Committee等DTTL及びDeloitte APの主要な統治・マネジメント 機関に当法人の社員が参画し、DTTL及びDeloitte APの運営の一翼を担っております。

DTTLは、各国のネットワークファームが最高レベルのプロフェッショナル・サービスを提供できるよう、プロフェッショナル・スタンダードやメソドロジー、リスクマネジメント等を提供・支援しており、各国のネットワークファームは上記の支援を受けるとともに当該国の法律及びプロフェッショナルに対する規制のもとで、各プロフェッショナル・サービスを提供しております。

#### 二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
478 人	62 人	540 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

入業化の互称	へ 詳 仕 の 日 始	合 議	体の	構 成
合議体の名称	合議体の目的	公認会計士	特定社員	計 (※)
ボード	経営に関する重要 事項の決定又は承認	7人	1人	8人

(※) 上記のほかに法人外監査委員(弁護士)1名及び独立非業務執行役員3名並びにオブザーバーとしてデロイト トーマツ グループ CEO 木村研一及び有限責任監査

法人トーマツ レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部長 髙橋 周並びにDT合同会社のボード内委員会のメンバーを含む7名が参加しております。

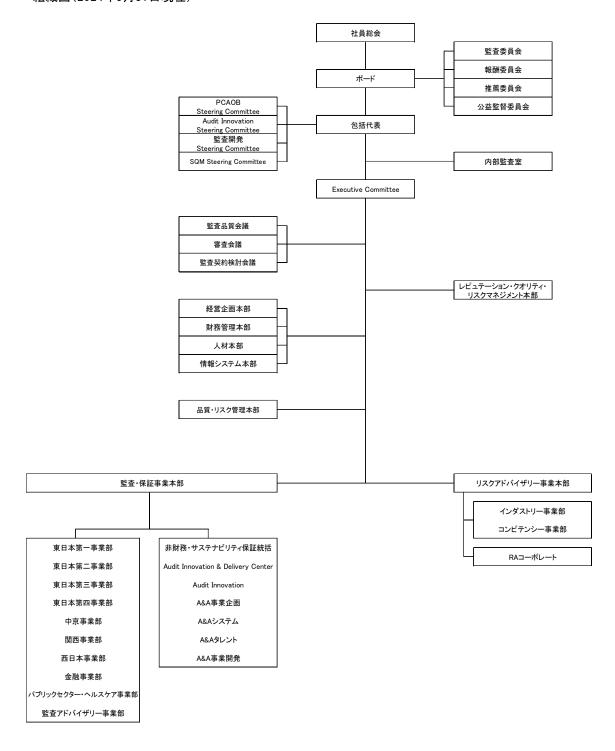
#### 三. 事務所の概況

		7	á 該 事	務所	に勤務	する	者の参	数
		社 貞	員 数	使	用	人	数	
事務所名	所 在 地	公認会計士	特定社員	公認会計士	公認会計 士 試 験 合格者等	監 宜 佣	その他の 事務職員 等	合 計
	千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	人 322	人 54	人 1,448	人 902	人 2,938	人 84	人 5,748
(従) 札 幌	札幌市中央区北五条西六丁目2番地 2 札幌センタービル	1	_	16	9	13	_	39
仙台	仙台市青葉区中央四丁目 6 番 1 号 SS30	3	_	22	19	10	_	54
新 潟	新潟市中央区上大川前通七番町 1230番地7 ストークビル鏡橋	1	_	10	6	6	_	23
さいたま	さいたま市大宮区桜木町一丁目9番 地4 エクセレント大宮ビル	2	_	19	10	5	_	36
横 浜	横浜市神奈川区金港町1番地4 横浜イーストスクエア	3	_	29	21	168	5	226
長 野	長野市南長野南石堂町 1277 番地の 2 長栄第 2 ビル	2	_	16	11	11	_	40
北陸	富山第一生命じル	3	_	11	6	10	_	30
静岡	静岡市葵区紺屋町 17番地の 1 葵タワー	5	_	33	22	13	_	73
名古屋	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JP タワー名古屋	29	1	154	72	142	_	398
大 阪	大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング	48	2	336	155	242	1	784
京 都	鉾町 20 番地 - 四条馬丸 FT スクエン	13	_	79	42	2	_	136
神 戸	神戸市中央区磯上通八丁目3番5号 明治安田生命神戸ビル	6	_	43	24	3	_	76
広 島	広島市中区八丁堀3番33号 広島ビジネスタワー	4	_	19	12	14	_	49
高 松	高松市紺屋町2番地6 高松フコク生命ビル	4	_	24	12	1	_	41
福岡	福岡市中央区天神一丁目4番2号 エルガーラ	24	2	120	63	123	_	332
那 覇	那覇市久茂地二丁目 9 番 7 号 住友生命那覇久茂地ビル	1		6	1	3	_	11
計	総事務所数 17ヵ所	471	59	2,385	1,387	3,704	90	8,096

- (注) 1. 上記人員数には、海外駐在員及び海外派遣の監査スタッフは含んでおりません。
  - 2. 公認会計士の人数は、日本公認会計士協会において開業登録完了した者の人数としております。
  - 3. 公認会計士試験合格者等の人数は、日本公認会計士協会において準会員として登録完了した者の人数としております。
  - 4. 監査補助職員には、リスクアドバイザリー事業本部に所属する職員も含めております。

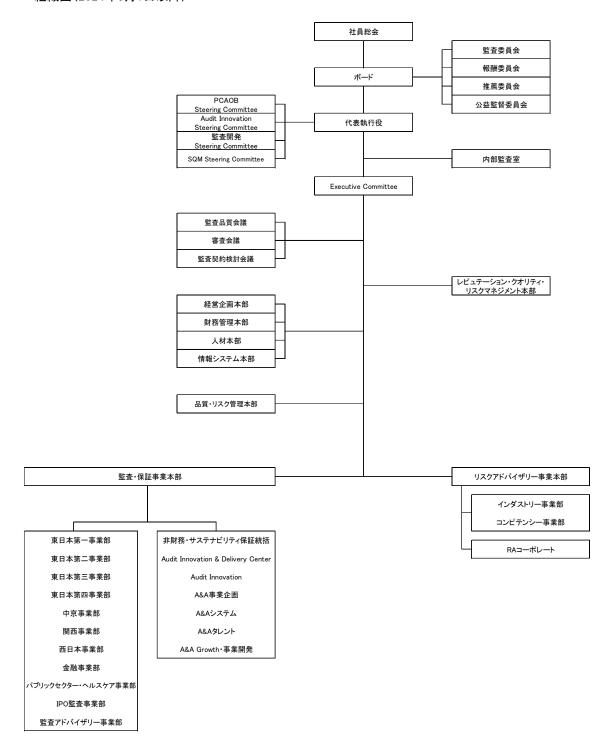
#### 四. 監査法人の組織の概要

#### 組織図(2024年5月31日現在)



2024年6月1日より以下の組織に変更しております。

#### 組織図(2024年6月1日以降)



※包括代表は、執行役全体を代表する役割に鑑み、2024年6月1日から役職名を「代表執行役」 に変更しております。

#### 五. 財産の概況

#### 1. 売上高の総額

		第 56 期	第 57 期
	項  目	2022年6月1日から	2023年 6 月 1 日から
		2023年5月31日まで	2024年5月31日まで
売上高		142,845 百万円	143,032 百万円
	監査証明業務	89,334 百万円	94,358 百万円
	非監査証明業務	53,510 百万円	48,673 百万円

直近の二会計年度の計算書類
別添の「計算書類」をご参照ください。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書 別添の「計算書類」をご参照ください。

#### 4. 供託金等の額

項目	金額
公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	1,080 百万円
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び有価証券の額)	_
保証委託契約の契約金額	1,126 百万円
有限責任監査法人責任保険契約の塡補限度額(1事故/期間中)	_

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 該当事項はありません。

#### 【金商法・会社法監査】

artience株式会社、株式会社RKB毎日ホールディングス、株式会社アイ・エス・ビー、IMV株 式会社、アイカ工業株式会社、愛三工業株式会社、株式会社IGポート、株式会社アイスタイ ル、愛知時計電機株式会社、アイティメディア株式会社、IDEC株式会社、株式会社アイフィ スジャパン、アイフル株式会社、I-PEX株式会社、アイホン株式会社、株式会社アイモバイ ル、株式会社アイリッジ、株式会社AVILEN、株式会社あおぞら銀行、株式会社Aoba-BBT、 株式会社秋田銀行、アキレス株式会社、アクシアル リテイリング株式会社、株式会社アク シーズ、アコム株式会社、朝日インテック株式会社、朝日放送グループホールディングス株式 会社、アジアクエスト株式会社、アシードホールディングス株式会社、株式会社アスカネッ ト、アスクル株式会社、アストマックス株式会社、株式会社ASNOVA、アズビル株式会社、 株式会社アスマーク、株式会社アダストリア、株式会社アップガレージグループ、株式会社ア ドテック プラズマ テクノロジー、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント、株式会社 アトム、株式会社アトラエ、穴吹興産株式会社、株式会社アバールデータ、株式会社アバント グループ、アプライド株式会社、株式会社アプラス、株式会社アマダ、株式会社アメイズ、ア ライドテレシスホールディングス株式会社、株式会社あらた、新家工業株式会社、株式会社ア ルゴグラフィックス、株式会社アルチザネットワークス、株式会社アルバイトタイムス、株式 会社アルファ、株式会社アルプス技研、アルメタックス株式会社、アンジェス株式会社、株式 会社イーエムネットジャパン、イー・ギャランティ株式会社、株式会社Eストアー、イオン株 式会社、イオン九州株式会社、イオンディライト株式会社、株式会社イオンファンタジー、イ オンフィナンシャルサービス株式会社、イオン北海道株式会社、イオンモール株式会社、株式 会社石井表記、石塚硝子株式会社、石原ケミカル株式会社、石光商事株式会社、伊勢湾海運株 式会社、株式会社壱番屋、一正蒲鉾株式会社、出光興産株式会社、伊藤忠エネクス株式会社、 伊藤忠商事株式会社、伊藤忠食品株式会社、因幡電機産業株式会社、イノテック株式会社、イ フジ産業株式会社、イリソ電子工業株式会社、INCLUSIVE株式会社、株式会社インターネッ トインフィニティー、株式会社インフォマート、株式会社ウィザス、株式会社Will Smart、 ウェーブロックホールディングス株式会社、株式会社ウエスコホールディングス、上村工業株 式会社、ウエルシアホールディングス株式会社、WASHハウス株式会社、ウォンテッドリー株 式会社、株式会社売れるネット広告社、株式会社エアークローゼット、エイケン工業株式会 社、EIZO株式会社、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社エイチーム、エイベックス株式 会社、英和株式会社、AI inside株式会社、ANAホールディングス株式会社、エーザイ株式会 社、株式会社ACSL、エキサイトホールディングス株式会社、エコートレーディング株式会 社、SECカーボン株式会社、SFPホールディングス株式会社、株式会社エスクリ、SGホール ディングス株式会社、株式会社エストラスト、株式会社エスネットワークス、SBIアルヒ株式 会社、SBIインシュアランスグループ株式会社、SBIグローバルアセットマネジメント株式会 社、株式会社SBI証券、株式会社SBI新生銀行、SBI FinTech Solutions株式会社、SBIホール ディングス株式会社、SBIリーシングサービス株式会社、SBテクノロジー株式会社、エスペッ ク株式会社、エッジテクノロジー株式会社、エヌアイシ・オートテック株式会社、NCS&A株

式会社、荏原実業株式会社、株式会社荏原製作所、FIG株式会社、株式会社FCホールディン グス、株式会社エフピコ、株式会社Mマート、株式会社エラン、株式会社エル・ティー・エ ス、株式会社遠藤製作所、株式会社エンプラス、オイシックス・ラ・大地株式会社、オイレス 工業株式会社、王子ホールディングス株式会社、株式会社王将フードサービス、大石産業株式 会社、株式会社大分銀行、オーエスジー株式会社、株式会社OSGコーポレーション、大倉工業 株式会社、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ、大阪有機化学工業株式会社、株式会社大 谷工業、株式会社オートバックスセブン、株式会社大戸屋ホールディングス、株式会社オープ ンドア、株式会社オープンハウスグループ、株式会社大光、株式会社大本組、岡野バルブ製造 株式会社、岡山県貨物運送株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社おきなわフィナンシャルグ ループ、株式会社奥村組、株式会社小田原エンジニアリング、小野薬品工業株式会社、オプ テックスグループ株式会社、オムロン株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツホール ディングス、株式会社カイオム・バイオサイエンス、花王株式会社、株式会社カカクコム、株 式会社学情、株式会社カクヤスグループ、河西工業株式会社、鹿島建設株式会社、片倉工業株 式会社、株式会社カチタス、カッパ・クリエイト株式会社、かどや製油株式会社、株式会社カ ナデン、カナレ電気株式会社、兼房株式会社、カネ美食品株式会社、株式会社カノークス、カ メイ株式会社、亀田製菓株式会社、株式会社カヤック、カルナバイオサイエンス株式会社、株 式会社かわでん、関西国際空港土地保有株式会社、関西電力株式会社、元旦ビューティ工業株 式会社、カンロ株式会社、株式会社キーエンス、ギークス株式会社、キーコーヒー株式会社、 株式会社ギガプライズ、株式会社木曽路、株式会社キタック、株式会社ギックス、株式会社岐 阜造園、キムラユニティー株式会社、キヤノン株式会社、キヤノン電子株式会社、キヤノン マーケティングジャパン株式会社、株式会社キャンドゥ、株式会社キャンバス、九州電力株式 会社、株式会社九州フィナンシャルグループ、株式会社九州リースサービス、九州旅客鉄道株 式会社、株式会社QPS研究所、株式会社キューブシステム、京極運輸商事株式会社、株式会社 京三製作所、株式会社京都フィナンシャルグループ、株式会社きんえい、株式会社クエスト、 株式会社グッドライフカンパニー、株式会社クボタ、株式会社クラシコム、KLASS株式会 社、くら寿司株式会社、株式会社クリーマ、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディ ングス、株式会社クレディセゾン、グローリー株式会社、株式会社クロスキャット、黒谷株式 会社、株式会社ケアネット、ケイアイスター不動産株式会社、KHネオケム株式会社、京成電 鉄株式会社、恵和株式会社、株式会社KG情報、株式会社ゲオホールディングス、ケル株式会 社、株式会社建設技術研究所、ゲンダイエージェンシー株式会社、株式会社コアコンセプト・ テクノロジー、株式会社湖池屋、高圧ガス工業株式会社、株式会社高速、鴻池運輸株式会社、 株式会社神戸物産、コーアツ工業株式会社、株式会社コーセーアールイー、株式会社ゴールド クレスト、国際計測器株式会社、株式会社ココナラ、株式会社コジマ、株式会社コスモス薬 品、株式会社コックス、寿スピリッツ株式会社、湖北工業株式会社、株式会社コメリ、株式会 社コロプラ、株式会社コロワイド、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式 会社コンセック、コンドーテック株式会社、株式会社サーキュレーション、株式会社サイエン スアーツ、株式会社サイゼリヤ、株式会社サイバーエージェント、CYBERDYNE株式会社、 サイバートラスト株式会社、株式会社サイバー・バズ、株式会社サイバーリンクス、西部ガス ホールディングス株式会社、サイボー株式会社、ザインエレクトロニクス株式会社、株式会社

サトー商会、株式会社サニックス、株式会社SUMCO、株式会社サンウェルズ、株式会社サン エー、株式会社サンエー化研、山九株式会社、株式会社サンクゼール、株式会社サンゲツ、株 式会社サンコーシャ、サンコール株式会社、三信電気株式会社、サンセイ株式会社、株式会社 サンデー、サントリー食品インターナショナル株式会社、サントリーホールディングス株式会 社、サンバイオ株式会社、燦ホールディングス株式会社、サンリン株式会社、株式会社C&G システムズ、株式会社シイエム・シイ、GMB株式会社、CKD株式会社、株式会社ジーダッ ト、株式会社シーティーエス、株式会社ジーテクト、CBグループマネジメント株式会社、株 式会社ジーフット、株式会社シーボン、株式会社ジェイエイシーリクルートメント、JA三井 リース株式会社、株式会社ジェイ・エス・ビー、株式会社JSP、株式会社JMホールディング ス、JCRファーマ株式会社、株式会社JDSC、株式会社JVCケンウッド、ジオマテック株式会 社、株式会社Geolocation Technology、株式会社滋賀銀行、株式会社シグマクシス・ホール ディングス、株式会社じげん、四国化成ホールディングス株式会社、四国電力株式会社、静岡 ガス株式会社、株式会社しずおかフィナンシャルグループ、シスメックス株式会社、株式会社 シダー、株式会社七十七銀行、株式会社自重堂、シノブフーズ株式会社、株式会社島津製作 所、株式会社ジャステック、株式会社ジャストシステム、JUKI株式会社、株式会社十六フィ ナンシャルグループ、株式会社ジョイフル、株式会社SHOEI、正栄食品工業株式会社、昭和 鉄工株式会社、昭和リース株式会社、株式会社ショクブン、シルバーエッグ・テクノロジー株 式会社、新関西国際空港株式会社、株式会社シンクロ・フード、新生テクノス株式会社、新東 工業株式会社、新日本空調株式会社、新日本製薬株式会社、株式会社進和、株式会社ZUU、 スカイマーク株式会社、株式会社すかいらーくホールディングス、株式会社スカパーJSAT ホールディングス、スギホールディングス株式会社、杉本商事株式会社、株式会社スズケン、 スター精密株式会社、株式会社スタジオアリス、株式会社ステップ、スバル興業株式会社、株 式会社スペース、生化学工業株式会社、株式会社正興電機製作所、株式会社西部技研、西菱電 機株式会社、株式会社セキチュー、株式会社セゾンテクノロジー、株式会社セック、ゼビオ ホールディングス株式会社、株式会社セリア、株式会社セルム、株式会社セレス、セントラル 警備保障株式会社、仙波糖化工業株式会社、全保連株式会社、株式会社ゼンリン、双信電機株 式会社、ソーシャルワイヤー株式会社、株式会社ZOZO、株式会社ソネック、株式会社ソフト ウェア・サービス、株式会社ソフト99コーポレーション、ソフトバンク株式会社、ソフトバン クグループ株式会社、ソフトマックス株式会社、ソマール株式会社、SOLIZE株式会社、第一 稀元素化学工業株式会社、第一交通産業株式会社、第一実業株式会社、タイガースポリマー株 式会社、株式会社ダイキアクシス、株式会社大紀アルミニウム工業所、ダイキン工業株式会 社、株式会社大光銀行、大黒天物産株式会社、株式会社ダイショー、株式会社ダイセル、大同 特殊鋼株式会社、大同メタル工業株式会社、ダイトロン株式会社、ダイナパック株式会社、太 平洋工業株式会社、ダイワ通信株式会社、大和冷機工業株式会社、タカノ株式会社、タカラバ イオ株式会社、宝ホールディングス株式会社、タキロンシーアイ株式会社、株式会社タクミ ナ、株式会社竹内製作所、株式会社たけびし、株式会社タダノ、株式会社立花エレテック、タ ツモ株式会社、WDBココ株式会社、WDBホールディングス株式会社、株式会社丹青社、株式 会社筑邦銀行、チムニー株式会社、中央紙器工業株式会社、株式会社中央倉庫、中国工業株式 会社、株式会社中電工、中部国際空港株式会社、中部日本放送株式会社、蝶理株式会社、千代

田化工建設株式会社、株式会社ティア、DIC株式会社、DNホールディングス株式会社、DM 三井製糖ホールディングス株式会社、株式会社ディー・エル・イー、TOA株式会社、株式会社 ティーガイア、株式会社ティーケーピー、DCMホールディングス株式会社、TDCソフト株式 会社、株式会社TVE、ティーライフ株式会社、帝国通信工業株式会社、株式会社帝国電機製作 所、株式会社テーオーシー、株式会社テクノ菱和、デジタル・インフォメーション・テクノロ ジー株式会社、株式会社テノ、ホールディングス、手間いらず株式会社、株式会社テレビ東京 ホールディングス、電気興業株式会社、株式会社電算システムホールディングス、株式会社デ ンソー、デンヨー株式会社、東海エレクトロニクス株式会社、東海ソフト株式会社、東海リー ス株式会社、株式会社東海理化電機製作所、東海旅客鉄道株式会社、東京応化工業株式会社、 東京計器株式会社、株式会社東京個別指導学院、東京センチュリー株式会社、東京地下鉄株式 会社、株式会社東京通信グループ、株式会社東武住販、東宝株式会社、株式会社東北新社、東 洋炭素株式会社、株式会社東陽テクニカ、東洋テック株式会社、DOWAホールディングス株 式会社、株式会社トーカイ、株式会社TOKAIホールディングス、特殊電極株式会社、株式会 社栃木銀行、飛島建設株式会社、株式会社土木管理総合試験所、トラスコ中山株式会社、トラ ンコム株式会社、株式会社トランスジェニック、株式会社ドリーム・アーツ、鳥居薬品株式会 社、鳥越製粉株式会社、株式会社ドリコム、株式会社酉島製作所、ナイル株式会社、長野計器 株式会社、株式会社ナ・デックス、株式会社名村造船所、南総通運株式会社、株式会社南陽、 株式会社ニコン、株式会社西日本新聞社、株式会社西松屋チェーン、ニチアス株式会社、ニチ コン株式会社、株式会社ニチダイ、株式会社ニチリン、日機装株式会社、NISSHA株式会社、 日清オイリオグループ株式会社、株式会社日神グループホールディングス、日清食品ホール ディングス株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、日清紡ホールディングス株式会社、 ニッセイアセットマネジメント株式会社、日精エー・エス・ビー機械株式会社、日東富士製粉 株式会社、日東紡績株式会社、株式会社ニットー、ニッポンインシュア株式会社、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社、日本カーバイド工業株式会社、日本碍子株式会社、株 式会社日本ケアサプライ、日本ケミファ株式会社、ニッポン高度紙工業株式会社、日本車輌製 造株式会社、日本新薬株式会社、日本精化株式会社、日本タングステン株式会社、日本トムソ ン株式会社、株式会社日本取引所グループ、日本ハム株式会社、日本BS放送株式会社、日本 郵船株式会社、株式会社ニトリホールディングス、ニフティライフスタイル株式会社、株式会 社日本M&Aセンターホールディングス、株式会社日本経済新聞社、日本KFCホールディング ス株式会社、日本興業株式会社、日本国土開発株式会社、日本システム技術株式会社、日本酒 類販売株式会社、日本食品化工株式会社、日本スキー場開発株式会社、株式会社日本政策投資 銀行、日本生命2019基金流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第1回 劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後 ローン流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン 流動化株式会社、日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化 株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本たばこ産業株式会社、日本駐車場 開発株式会社、日本調剤株式会社、日本テレビホールディングス株式会社、日本電子株式会 社、株式会社日本能率協会マネジメントセンター、日本フイルコン株式会社、株式会社日本マ イクロニクス、日本和装ホールディングス株式会社、ニューラルグループ株式会社、株式会社 ヌーラボ、株式会社ネクステージ、株式会社NexTone、ノイルイミューン・バイオテック株式 会社、株式会社ノエビアホールディングス、株式会社ノジマ、株式会社ノムラシステムコーポ レーション、パーソルホールディングス株式会社、株式会社バイタルケーエスケー・ホール ディングス、株式会社ハイマックス、ハウスコム株式会社、ハウス食品グループ本社株式会 社、株式会社ハウテレビジョン、萩原工業株式会社、株式会社はせがわ、長谷川香料株式会 社、株式会社パソナグループ、株式会社八十二銀行、株式会社バッファロー、初穂商事株式会 社、株式会社ハブ、株式会社ハマキョウレックス、パラマウントベッドホールディングス株式 会社、ハリマ化成グループ株式会社、ハリマ共和物産株式会社、株式会社バリューHR、バ リューコマース株式会社、バリュエンスホールディングス株式会社、株式会社パワーソリュー ションズ、株式会社バンク・オブ・イノベーション、株式会社ハンズマン、ぴあ株式会社、株 式会社ビーアールホールディングス、ビーウィズ株式会社、株式会社ビー・エム・エル、ビー ピー・カストロール株式会社、ビープラッツ株式会社、株式会社ピエトロ、株式会社ヒガシマ ル、光ビジネスフォーム株式会社、株式会社ビザスク、ビジョナル株式会社、株式会社ビック カメラ、BIPROGY株式会社、HYUGA PRIMARY CARE株式会社、株式会社ビューティガ レージ、株式会社ヒューマンテクノロジーズ、ヒラキ株式会社、株式会社ヒラノテクシード、 ヒロセ通商株式会社、株式会社ファーストリテイリング、株式会社ファインデックス、フィー ドフォースグループ株式会社、フィード・ワン株式会社、株式会社ブイ・テクノロジー、株式 会社フィル・カンパニー、フォーライフ株式会社、福井コンピュータホールディングス株式会 社、フクシマガリレイ株式会社、株式会社福島銀行、福留ハム株式会社、株式会社フジ、藤井 産業株式会社、フジオーゼックス株式会社、株式会社藤木工務店、株式会社フジ・コーポレー ション、株式会社フジシールインターナショナル、フジ住宅株式会社、藤田エンジニアリング 株式会社、フジッコ株式会社、不二電機工業株式会社、フジ日本精糖株式会社、株式会社富士 ピー・エス、株式会社フジマック、株式会社フジミインコーポレーテッド、扶桑電通株式会 社、扶桑薬品工業株式会社、双葉電子工業株式会社、ブックオフグループホールディングス株 式会社、株式会社Fusic、株式会社フュートレック、ブラザー工業株式会社、フランスベッド ホールディングス株式会社、フリービット株式会社、フリュー株式会社、古河電気工業株式会 社、古河電池株式会社、フルサト・マルカホールディングス株式会社、古野電気株式会社、株 式会社ブレインパッド、株式会社フレンドリー、株式会社プロネクサス、平安レイサービス株 式会社、株式会社平和、株式会社ベガコーポレーション、株式会社PEGASUS、ペットゴー株 式会社、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社ベネフィット・ワン、株式会社ヘリオ ス、ベルトラ株式会社、HENNGE株式会社、株式会社ボードルア、株式会社ホープ、HOYA 株式会社、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ、ポケットカード株式会社、ホシザキ株 式会社、ホシデン株式会社、株式会社ホットマン、株式会社マイクロアド、株式会社マクア ケ、株式会社マツオカコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社松屋フーズ ホールディングス、株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ、マニー株式会社、株式会社 マネーパートナーズグループ、株式会社マネーフォワード、株式会社マネジメントソリュー ションズ、株式会社マルイチ産商、丸三証券株式会社、丸藤シートパイル株式会社、株式会社 マンダム、株式会社ミズホメディー、みずほリース株式会社、株式会社Misumi、株式会社ミ スミグループ本社、株式会社ミダックホールディングス、株式会社三井ハイテック、三井物産

株式会社、三井松島ホールディングス株式会社、株式会社三ツ知、三菱HCキャピタル株式会 社、三菱商事株式会社、三菱食品株式会社、三菱製鋼株式会社、株式会社三菱総合研究所、三 菱マテリアル株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三 菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱ロジスネクスト 株式会社、光村印刷株式会社、水戸証券株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ミマキエ ンジニアリング、株式会社宮崎銀行、株式会社ミロク、株式会社村田製作所、室町ケミカル株 式会社、株式会社メイテックグループホールディングス、明和産業株式会社、メック株式会 社、メディアスホールディングス株式会社、株式会社メディカルー光グループ、株式会社メ ディカルシステムネットワーク、メディカル・データ・ビジョン株式会社、メドピア株式会 社、株式会社メドレックス、株式会社めぶきフィナンシャルグループ、株式会社物語コーポ レーション、森下仁丹株式会社、モリト株式会社、森永製菓株式会社、株式会社守谷商会、モ ロゾフ株式会社、株式会社薬王堂ホールディングス、株式会社ヤクルト本社、株式会社ヤシマ キザイ、ヤスハラケミカル株式会社、矢作建設工業株式会社、山一電機株式会社、ヤマエグ ループホールディングス株式会社、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社、ヤマシン フィルタ株式会社、株式会社山善、株式会社山大、ヤマト インターナショナル株式会社、ヤ マトホールディングス株式会社、株式会社ヤマナカ、株式会社山梨中央銀行、株式会社やま や、ヤンマーホールディングス株式会社、株式会社UACJ、株式会社ユークス、株式会社ユー グレナ、雪印メグミルク株式会社、株式会社yutori、株式会社ユナイテッドアローズ、ユナイ テッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社、ユナイトアンドグロウ株式会社、 ユニチカ株式会社、ユニプレス株式会社、株式会社ヨータイ、横河電機株式会社、株式会社横 田製作所、横浜冷凍株式会社、ヨシコン株式会社、株式会社吉野家ホールディングス、株式会 社ヨシムラ・フード・ホールディングス、ヨネックス株式会社、株式会社四電工、LINEヤ フー株式会社、株式会社ラウンドワン、株式会社ラクーンホールディングス、ラクスル株式会 社、ランサーズ株式会社、株式会社ランドコンピュータ、株式会社リアルゲイト、株式会社 LIXIL、リケンNPR株式会社、理研計器株式会社、株式会社リコー、リコーリース株式会社、 株式会社りそな銀行、株式会社りそなホールディングス、株式会社Ridge-i、株式会社リニカ ル、株式会社リブセンス、株式会社リョーサン、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社、 リョービ株式会社、株式会社リログループ、リンナイ株式会社、株式会社ルネサンス、株式会 社レアジョブ、株式会社レオクラン、レオン自動機株式会社、株式会社レスター、ロイヤル ホールディングス株式会社、株式会社ローソン、ロードスターキャピタル株式会社、ローム株 式会社、ローランド ディー. ジー. 株式会社、株式会社ロック・フィールド、株式会社ロブ テックス、株式会社ワークマン、株式会社ワールドホールディングス、株式会社WACUL、株 式会社ワコールホールディングス、ワタミ株式会社、ワンダープラネット株式会社

金商法・会社法監査 計791社

#### 【金商法監査】

アドバンス・レジデンス投資法人

金商法監査 計1社

#### 【会社法監査】

NX・TCリース&ファイナンス株式会社、株式会社WHI Holdings、Z中間グローバル株式会 社、アイリスオーヤマ株式会社、株式会社アクティオ、株式会社アクティオホールディング ス、株式会社足利銀行、アストモスエネルギー株式会社、株式会社AbemaTV、イートンリア ルエステート株式会社、イオン・アリアンツ生命保険株式会社、株式会社イオン銀行、イオン タウン株式会社、イオンリテール株式会社、出光クレジット株式会社、伊藤忠テクノソリュー ションズ株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、伊藤忠トレジャリー株式会社、伊藤忠丸紅住商 テクノスチール株式会社、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、インコム・ジャパン株式会社、ウエルシ ア薬局株式会社、株式会社ATグループ、AFSコーポレーション株式会社、auカブコム証券株 式会社、SGリアルティ株式会社、SBI生命保険株式会社、SBI損害保険株式会社、SBI地銀 ホールディングス株式会社、SB C&S株式会社、SBペイメントサービス株式会社、NXキャピ タル株式会社、NTP名古屋トヨペット株式会社、NTPホールディングス株式会社、エムエム 建材株式会社、エムエル・エステート株式会社、王子オセアニアマネジメント株式会社、王子 コンテナー株式会社、王子製紙株式会社、王子マテリア株式会社、大阪モノレール株式会社、 株式会社オープンハウス・ディベロップメント、株式会社沖縄銀行、株式会社オプテージ、 カーディフ生命保険株式会社、カーディフ損害保険株式会社、花王グループカスタマーマーケ ティング株式会社、株式会社鹿児島銀行、株式会社神奈川銀行、関西電力送配電株式会社、株 式会社関西みらい銀行、株式会社関電エネルギーソリューション、関電不動産開発株式会社、 キヤノンメディカルシステムズ株式会社、キャピタル損害保険株式会社、キューサイ株式会 社、九州電力送配電株式会社、株式会社QTnet、株式会社キューデン・インターナショナル、 株式会社キョウデン、株式会社京都銀行、株式会社クオカード、株式会社埼玉りそな銀行、西 部瓦斯株式会社、佐川急便株式会社、株式会社ザ・トーカイ、SUMCO TECHXIV株式会社、 サントリー株式会社、サントリーフーズ株式会社、GMOあおぞらネット銀行株式会社、CBC 株式会社、ジェイアールセントラルビル株式会社、JR東海財務マネジメント株式会社、株式 会社ジェイアール東海高島屋、ジェイアール東海不動産株式会社、JA三井リース建物株式会 社、株式会社JTB、株式会社ジェーシービー、四国電力送配電株式会社、四国旅客鉄道株式会 社、株式会社静岡銀行、Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社、ジャパン フード株式会社、株式会社十六銀行、株式会社常陽銀行、昭和四日市石油株式会社、新生信託 銀行株式会社、新生フィナンシャル株式会社、スカパーJSAT株式会社、株式会社スギ薬局、 鈴与株式会社、スターバックスコーヒージャパン株式会社、住友精密工業株式会社、西部石油 株式会社、株式会社セゾンファンデックス、株式会社セゾンリアルティ、Zフィナンシャル株 式会社、全日本空輸株式会社、ソフトバンクグループジャパン株式会社、ソフトバンクロボ ティクスグループ株式会社、株式会社ダイエー、大樹生命保険株式会社、大同興業株式会社、 ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社、ディーアールアイ・オーシャンパーク株式会 社、ディーアールアイ・ジーピー株式会社、ディーアールアイ・ジーピー2株式会社、DCM株 式会社、TSネットワーク株式会社、テーブルマーク株式会社、株式会社デンソーテン、株式 会社東京証券取引所、東銀リース株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、Dole International Holdings株式会社、株式会社長野銀行、日伯紙パルプ資源開発株式会社、日清 製粉株式会社、日清紡テキスタイル株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社、ニッセ

イ・リース株式会社、株式会社日本アクセス、日本通運株式会社、株式会社ニトリ、日本カー ソリューションズ株式会社、日本貨物航空株式会社、株式会社日本証券クリアリング機構、株 式会社日本セレモニー、日本テレビ放送網株式会社、日本マイクロソフト株式会社、日本無線 株式会社、年金福祉信用保証株式会社、バイエルホールディング株式会社、バイエル薬品株式 会社、パイオニア株式会社、パシフィックゴルフマネージメント株式会社、株式会社パソナ、 はなさく生命保険株式会社、パナソニックホームズ株式会社、浜銀ファイナンス株式会社、 ピー・アンド・ジー株式会社、BNPパリバ証券株式会社、株式会社PFU、PGMプロパティー ズ株式会社、Peach・Aviation株式会社、ピー・ホールディングス株式会社、株式会社東日本銀 行、株式会社肥後銀行、ビットバンク株式会社、株式会社日の出、株式会社ファイターズ ス ポーツ&エンターテイメント、株式会社ファミリーマート、福岡地所株式会社、ブリストル・ マイヤーズスクイブ株式会社、古河AS株式会社、PayPay株式会社、PayPayカード株式会 社、PayPay銀行株式会社、PayPay証券株式会社、株式会社ベネッセコーポレーション、株式 会社ベネッセスタイルケア、株式会社放送衛星システム、北総鉄道株式会社、株式会社北陸銀 行、株式会社北海道銀行、ポリプラスチックス株式会社、マレリ株式会社、マレリホールディ ングス株式会社、みずほ東芝リース株式会社、三井石油開発株式会社、三井物産スチール株式 会社、三井物産プラスチック株式会社、株式会社Mizkan Asset、株式会社Mizkan J plus Holdings、株式会社Mizkan Holdings、三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社、三菱 HCキャピタルエナジー株式会社、三菱HCビジネスリース株式会社、三菱オートリース株式会 社、三菱商事RtMジャパン株式会社、三菱商事エネルギー株式会社、三菱商事フィナンシャル サービス株式会社、三菱UFJニコス株式会社、三菱UFJファクター株式会社、三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJローンビジネス株式会社、株式会社みなと銀行、三井 物産流通グループ株式会社、株式会社メタルワン、メットライフ生命保険株式会社、モルガ ン・スタンレーMUFG証券株式会社、矢崎総業株式会社、矢崎部品株式会社、ヤマザキマ ザックキャピタル株式会社、株式会社ヤマップネイチャランス損害保険、ヤマト運輸株式会 社、ヤンマーグローバルエキスパート株式会社、ヤンマーパワーテクノロジー株式会社、株式 会社ユニクロ、株式会社横浜銀行、株式会社横浜シーサイドライン、ライフカード株式会社、 株式会社リケン、リコージャパン株式会社、りそな決済サービス株式会社、りそな保証株式会 社、りそなリース株式会社、株式会社ローソン銀行、ローム浜松株式会社、株式会社ロッテ、

Wireless City Planning株式会社、YYKインベストメント株式会社

#### 会社法監査 計212社

#### 【その他の法定監査】

公立大学法人会津大学、公立大学法人秋田県立大学、独立行政法人奄美群島振興開発基金、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、公立大学法人岩手県立大学、国立大学法人岩手大学、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人大阪大学、独立行政法人海技教育機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立大学法人香川大学、国立大学法人鹿屋体育大学、公立大学法人九州歯科大学、国立大学法人九州大学、地方独立行政法人京都市立病院機構、京都府公立大学法人、国立大学法人熊本大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、高知県公

立大学法人、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人 国立高等専門学校機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、公立大学法人 埼玉県立大学、地方独立行政法人堺市立病院機構、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科 大学、公立大学法人滋賀県立大学、国立大学法人滋賀大学、静岡県公立大学法人、独立行政法 人自動車技術総合機構、国立大学法人島根大学、独立行政法人住宅金融支援機構、国立大学法 人上越教育大学、地方独立行政法人市立秋田総合病院、国立大学法人信州大学、国立大学法人 政策研究大学院大学、独立行政法人製品評価技術基盤機構、地方独立行政法人総合病院国保旭 中央病院、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、国立 大学法人千葉大学、国立大学法人雷気通信大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法 人東京外国語大学、国立大学法人東京海洋大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人東 京工業大学、東京都公立大学法人、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立 行政法人東京都立産業技術研究センター、国立大学法人東京農工大学、国立大学法人東北大 学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人富山大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人名 古屋工業大学、公立大学法人奈良県立医科大学、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構、日本生命保険相互会社、年金積立金管理運用独立行政法 人、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立 大学法人一橋大学、国立大学法人福岡教育大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法 人福島大学、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、 国立大学法人北海道国立大学機構、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、独立行政法人水 資源機構、公立大学法人宮城大学、国立大学法人室蘭工業大学、国立大学法人山形大学、公立 大学法人山口県立大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人横浜国立大学、公立大学法人横 浜市立大学、国立大学法人琉球大学

その他の法定監査 計82社

#### 【その他の任意監査】

株式会社グッピーズ、バンコック銀行 東京支店 その他の任意監査 計2社

# 計 算 書 類 第 57 期

(自 2023年 6月 1日) 至 2024年 5月31日

有限責任監査法人トーマツ

# 貸借対照表

科目	前会計年度	当会計年度	科目	前会計年度	当会計年度
71 🛏	(2023年 5月31日)	(2024年 5月31日)	171 H	(2023年 5月31日)	(2024年 5月31日)
資産の部			負債の部		
<u>流動資産</u>	60,738	62,592	<u>流動負債</u>	40,778	41,764
現金及び預金	26,879	29,046	短期借入金	100	300
業務未収入金	26,422	28,126	リース債務	3	3
前払費用	939	792	未払金	20,481	19,718
その他未収入金	2,041	3,278	未払費用	3,272	3,214
未収還付法人税等	1,147	_	未払法人税等	371	1,004
短期貸付金	2,172	78	未払消費税等	1,739	1,662
その他	1,142	1,303	前受金	3,231	3,701
貸倒引当金	$\triangle$ 5	△ 33	預り金	817	878
固定資産	24,621	26,046	賞与引当金	10,761	11,226
有形固定資産	2,244	1,844	資産除去債務	_	55
建物及び附属設備	2,018	1,679	固定負債	17,642	19,741
器具備品	210	152	長期借入金	_	716
土地	9	9	リース債務	3	_
リース資産	6	3	預り保証金	295	307
無形固定資産	629	638	退職給付引当金	14,006	15,120
商標権	1	1	資産除去債務	3,011	2,963
特許権	2	1	長期未払金	325	632
ソフトウエア	626	635	負債合計	58,420	61,505
投資その他の資産	21,747	23,564	純資産の部		
投資有価証券	144	161	社員資本	26,915	27,098
関係会社株式	363	1,273	資本金	1,138	1,173
出資金	728	423	出資金申込証拠金	95	107
その他の関係会社有価証券	445	445	資本剰余金	1,705	1,822
長期貸付金	92	123	その他資本剰余金	1,705	1,822
差入保証金	3,046	3,031	利益剰余金	23,976	23,996
長期前払費用	37	16	その他利益剰余金	23,976	23,996
前払年金費用	6,528	7,421	別途積立金	14,869	14,869
繰延税金資産	10,348	10,656	繰越利益剰余金	9,107	9,127
その他	132	26	評価•換算差額等	23	35
貸倒引当金	△ 121	△ 16	その他有価証券評価差額金	23	35
			純資産合計	26,939	27,134
資産合計	85,360	88,639	負債及び純資産合計	85,360	88,639

# 損益計算書

	前会詞	十年度	当会詞	十年度
科目		平 6月 1日 平 5月31日	自 2023年 至 2024年	
業務収入		142,845		143,032
業務費用				
人件費	108,311		109,327	
人材開発費用	2,051		1,952	
ファシリティ費用	3,994		3,706	
情報システム及び通信費	8,433		9,725	
その他業務費用	18,698	141,489	17,979	142,690
営業利益		1,355		341
営業外収益				
受取利息	7		17	
受取配当金	1,298		26	
為替差益	120		_	
その他	84	1,510	69	114
営業外費用				
支払利息	2		3	
為替差損	_		20	
その他	14	17	28	52
経常利益		2,848		403
税引前当期純利益		2,848		403
法人税、住民税及び事業税	84		605	
法人税等調整額	544	628	△ 313	292
当期純利益		2,220		111

### 社員資本等変動計算書

前会計年度(自 2022年 6月1日 至 2023年 5月31日)

									(単位:百万円)
				社員資本				評価・換算差額等	
			資本 剰余金		利益剰余金				
	資本金	出資金 申込		その他利	益剰余金		社員資本	その他 有価証券	純資産 合計
	ATTE.	証拠金	その他 資本剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	評価差額金	
当期首残高	1,113	65	1,767	14,869	6,887	21,756	24,701	15	24,717
当期変動額	-	_	-	I	-	-	1	_	_
社員出資金増加	25		155	I	l	1	180		180
社員出資金減少	_	-	△ 216	_	-	-	△ 216	_	△ 216
申込証拠金 受入額	-	95	-	_	_	-	95	_	95
申込証拠金 減少額	-	△ 65	-	_	_		△ 65	_	$\triangle$ 65
当期純利益	_	_	1	-	2,220	2,220	2,220	_	2,220
社員資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	_	_	_	_	_	-	7	7
当期変動額合計	25	30	△ 61		2,220	2,220	2,213	7	2,221
当期末残高	1,138	95	1,705	14,869	9,107	23,976	26,915	23	26,939

### <u>社員資本等変動計算書</u>

当会計年度(自 2023年 6月1日 至 2024年 5月31日)

(単位:百万円)

		社員資本							(単位・日ガロ)
			資本 剰余金		利益剰余金				
	資本金	出資金 申込		その他利	益剰余金		社員資本	その他 有価証券	純資産 合計
	X 1 ==	証拠金	その他 資本剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	評価差額金	
当期首残高	1,138	95	1,705	14,869	9,107	23,976	26,915	23	26,939
当期変動額	l	_	_	_	l	l	I		ı
社員出資金増加	35	_	359	_	-	-	394		394
社員出資金減少	-	_	△ 242	_	_	_	△ 242	-	△ 242
申込証拠金 受入額	-	107	_	_	_	-	107	_	107
申込証拠金 減少額		△ 95		_			△ 95		△ 95
現物配当(注)	I	_	_	_	△ 91	△ 91	△ 91		△ 91
当期純利益	-	_	_	_	111	111	111	_	111
社員資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	11	11
当期変動額合計	35	12	116	_	19	19	183	11	195
当期末残高	1,173	107	1,822	14,869	9,127	23,996	27,098	35	27,134

(注) 2023 年 11 月の臨時社員総会決議に基づき、デロイトトーマツリスクアドバイザリー株式会社の株式全てを現物配当したことによる減少高である。

# 注記表

前会計年度

自 2022年6月 1日 至 2023年5月 31日 当会計年度 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並び に我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて作成している。 当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並び に我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて作成している。

#### I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式移動平均法による原価法

その他の関係会社

有価証券移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び附属設備 5年 $\sim$ 15年 器具備品 5年 $\sim$ 15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいている。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- 3. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

業務未収入金、立替金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2)賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のう ち当会計年度負担額を計上している。

(3)退職給付引当金

社員及び職員の退職給付に備えるため、当会計 年度末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各会計年度の発生時に おける社員及び職員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(5年)による定額法により按分し た額を発生の翌会計年度から費用処理すること としている。過去勤務費用は、その発生時の社 員及び職員の平均残存勤務期間以内の一定の年

#### I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式 同左

その他の関係会社

有価証券 同左

その他有価証券

市場価格のない株式等 同左

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

同左

(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左

(3)リース資産

同左

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

同左

(2)賞与引当金

同左

(3)退職給付引当金

同左

前会計年度

自 2022年6月 1日 至 2023年5月31日 当会計年度 自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日

数 (5年) による定額法より費用処理すること としている。

4. 収益及び費用の計上基準 業務収入の計上基準

> 主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務 については、当該業務の提供に応じて、一定の期間 にわたり履行義務が充足される取引と判断してお り、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進 捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識してい る。

4. 収益及び費用の計上基準 業務収入の計上基準 同左

#### Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これによる計算書類への影響はない。

#### Ⅲ.表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当会計年度より独立掲記した。

前会計年度の「流動資産」の「その他」に含まれる「短期貸付金」は52百万円であり、「短期貸付金」を除いた「その他」は1,847百万円である。

#### IV.会計上の見積りに関する注記

- (1) 資産除去債務の算定
  - ① 当会計年度の計算書類に計上した金額3,011百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に 関する情報

主として法人事務所に関する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る費用負担に備えるため、過去の実績を基礎として、使用見込期間を当該資産の耐用年数とし、割引率は当該資産の耐用年数に応じた国債利回りを使用して算出した原状回復費用の見積額を計上している。

これらの費用は退去時に支払うことが見込まれるが、将来の事業計画の見直し等により資産除去債務の 金額に重要な影響を与える可能性がある。

- (2) 繰延税金資産の回収可能性
  - ① 当会計年度の計算書類に計上した金額10,348百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に 関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を 軽減する効果を有するかどうかで判断している。当該 判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得 の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異

## Ⅱ.会計上の見積りに関する注記

- (1) 資産除去債務の算定
  - ① 当会計年度の計算書類に計上した金額3.019百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に 関する情報

同左

- (2) 繰延税金資産の回収可能性
  - ① 当会計年度の計算書類に計上した金額10,656百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に 関する情報

同左

前会計年度 自 2022年6月 1日 至 2023年5月 31日 当会計年度 自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日

等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の 十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断 している。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、中期経営計画に基づき一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っている。当該見積りには、業務収入に影響する成長率の見込等の仮定を用いている。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な 経済条件の変動や法規制等により見直しが必要となっ た場合、翌会計年度の計算書類において認識する繰延 税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与 える可能性がある。

#### V.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 2,374百万円

(2)関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 3,244百万円 短期金銭債務 541百万円

#### Ⅲ.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 2,725百万円

(2)関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権469百万円短期金銭債務2百万円

#### VI.損益計算書に関する注記

(1)業務収入の内訳

監査証明業務 89,334百万円 非監査証明業務 53,510百万円

(2)関係会社との取引高

業務収入 1,471百万円 業務費用 2,184百万円 その他営業外収益 6百万円

#### IV.損益計算書に関する注記

(1)業務収入の内訳

監査証明業務94,358百万円非監査証明業務48,673百万円

(2)関係会社との取引高

業務収入643百万円業務費用1,142百万円受取利息・配当金4百万円その他営業外収益5百万円

#### V.社員資本等変動計算書に関する注記

当会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項 金銭以外による配当

2023年11月3日の臨時社員総会において次の通り決議している。

配当財産の種類 デロイトトーマツリスクアドバ

イザリー株式会社の普通株式

帳簿価額 91百万円 基準日 2023年12月1日 効力発生日 2023年12月2日

#### VII.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の 内訳

繰延税金資産

賞与引当金 3,336百万円 未払金 3,923百万円

#### VI.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の 内訳

繰延税金資産

賞与引当金 3,480百万円 未払金 3,920百万円

	前会計年度		当会計年度				
	自 2022年6月 1日		自 2023年6月1日				
	至 2023年5月31日		至 2024年5月31日	1			
ľ	未払費用	820百万円	未払費用	838百万円			
	退職給付引当金	4,341百万円	退職給付引当金	4,687百万円			
	減価償却超過額	85百万円	減価償却超過額	92百万円			
	資産除去債務	933百万円	資産除去債務	935百万円			
	その他	615百万円	その他	479百万円			
	計	14,055百万円	라 -	14,433百万円			
	将来減算一時差異の合計に	△1,103百万円		△984百万円			
	係る評価性引当額(※)		係る評価性引当額(※)				
	繰延税金資産合計	12,952百万円	繰延税金資産合計	13,448百万円			
	繰延税金負債		   繰延税金負債				
	前払年金費用	riangle 2.023百万円	前払年金費用	△2,300百万円			
	資産除去債務相当資産	△568百万円	資産除去債務相当資産	△475百万円			
	東座が五貨物加当資産 その他。	△10百万円	その他	△16百万円			
	- · <del>-</del>		- · <del>-</del>				
	繰延税金負債合計	$\triangle 2,603$ 百万円	繰延税金負債合計	$\triangle 2,792$ 百万円			
	繰延税金資産の純額	10,348百万円	   繰延税金資産の純額	10,656百万円			
	(※) 評価性引当額の主な内訳は、賞	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(※)評価性引当額の主な内訳は、賞	,			
	万円、関係会社株式評価損108	月月月日(共に伝足	万円、関係会社株式評価損20	日刀门(共に伝足			
	実効税率を乗じた額)である。		実効税率を乗じた額)である。				

#### WII.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、当法人は余裕資 金が生じる場合の資金運用については安全性が高い普通預 金としており、資金調達については必要に応じて銀行借入 によっている。

業務未収入金については、信用リスクにさらされてい る。当該リスクに関しては、社内規程に従い期日管理及び 残高管理を行いリスクの軽減を図っている。

未払金は、そのほとんどが1年内の支払期日である。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、業務未収入金、未払金については、現 金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額に近似することから注記を省略している。

市場価格のない株式等は、投資有価証券、関係会社株 式、出資金、その他の関係会社有価証券から構成され る。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、投資 有価証券144百万円、関係会社株式363百万円、出資金 728百万円、その他の関係会社有価証券445百万円であ る。

#### WI.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、当法人は余裕資 金が生じる場合の資金運用については安全性が高い普通預 金としており、資金調達については必要に応じて銀行借入 によっている。

長期借入金(1年内返済予定を含む)については、事業 投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支 払いを実行できなくなるリスク)にさらされている。当該 リスクに関しては、適時に資金繰計画を作成・更新するこ とにより、手元流動性の維持を図り、リスクの軽減を図っ ている。

業務未収入金については、信用リスクにさらされてい る。当該リスクに関しては、社内規程に従い期日管理及び 残高管理を行いリスクの軽減を図っている。

未払金は、そのほとんどが1年内の支払期日である。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりである。現金及び預金、業務未収入金、 短期借入金、未払金については、現金であること、及び 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するこ とから注記を省略している。

また、市場価格のない株式等は、投資有価証券、関 係会社株式、出資金、その他の関係会社有価証券から 構成される。市場価格のない株式等の貸借対照表計上 額は、投資有価証券161百万円、関係会社株式1,273百 万円、出資金423百万円、その他の関係会社有価証券 445百万円である。

(単位・百万円)

		(-	<u> - г. п /2 г л / </u>
	貸借対照表 計上額	時価	差額
長期 借入金	916	902	△14

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおりま

前会計年度	当会計年度
自 2022 年 6 月 1 日	自 2023年6月1日
至 2023 年 5 月 31 日	至 2024年5月31日
IX.その他	<b>‴.その他</b>
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。	同左

# 附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位:百万円)

							(+1	エ・日// 口//
		期首	当期	当期	当期	期末	減価償却	期末
区分	資産の種類	帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	累計額	取得原価
		2,330	9	2	319	2,018	1,610	3,628
	器具備品	296	27	0	111	210	746	957
t and the sta	4年第四	200			111	210	. 10	
有形固定 資産	土地	9	-	-	-	9	-	9
	リース資産	9	-	-	3	6	17	24
	計	2,645	37	3	435	2,244	2,374	4,618
	商標権	1	-	0	0	1		
無形固定資産	特許権	1	0	-	0	2		
	ソフトウエア(注)	640	330	180	164	626		•
	計	644	331	180	165	629		

(注) ソフトウエアの増加は、主に業務ソフト開発によるものである。

当会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
	建物及び附属設備 (注) 1	2,018	7	0	345	1,679	1,950	3,630
有形固定	器具備品(注)1	210	14	2	70	152	762	915
資産	土地	9	-	-	-	9	-	9
	リース資産	6	-	-	3	3	12	15
	計	2,244	21	2	419	1,844	2,725	4,570
	商標権	1	•	0	0	1		
無形固定	特許権	2	-	-	0	1		
資産	ソフトウエア	626	269	86	173	635		
	(注) 2							
	計	629	269	86	174	638		

- (注) 1. 建物及び付属設備、器具備品の増加は、主に熊本事務所の改装によるものである。
  - 2. ソフトウエアの増加は、主に業務ソフト開発によるものである。

# 2. 引当金の明細

前会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位:百万円)

ロ 八	加关建立	期首残高 当期増加額 🗖		当期減少額			
区分	州目/坟间	ヨ朔増加領	目的使用	その他	期末残高		
貸倒引当金 (注)1	130	9	-	12	126		
賞与引当金	10,440	10,761	10,440	-	10,761		
退職給付引当金 (注)2	6,562	4,738	657	3,166	7,477		

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等である。
  - 2. 退職給付引当金の当期減少額のその他は、企業年金制度への掛金の支払い等によるものである。 上記には前払年金費用を含めて表示している。

当会計年度(自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)

ロハ	和关序与	期首残高当期増加額		当期減少額			
区分	州目/戊間	ヨ朔増加領	目的使用	その他	期末残高		
貸倒引当金 (注)1	126	35	106	5	49		
賞与引当金	10,761	11,226	10,761	•	11,226		
退職給付引当金 (注)2	7,477	4,609	831	3,556	7,698		

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等である。
  - 2. 退職給付引当金の当期減少額のその他は、企業年金制度への掛金の支払い等によるものである。 上記には前払年金費用を含めて表示している。

# 3. 業務費用の明細

	前会訓	      		十年度
科目	自 2022年	<b>手 6</b> 月 1日	自 2023年	年 6月 1日
	至 2023年	<b>手 5月31日</b>	至 2024年	车 5月31日
人件費				
報酬給与	60,795		62,556	
賞与	2,826		1,266	
賞与引当金繰入	10,761		11,226	
退職給付費用	4,598		4,281	
法定福利費	9,011		9,122	
支払業務報酬	2,552		2,821	
業務委託費	17,414		17,617	
その他	349	108,311	436	109,327
人材開発費用				
教育研修費用	994		1,070	
採用関連費用	1,057	2,051	881	1,952
ファシリティ費用				
賃借料	3,041		2,771	
水道光熱費	537		521	
減価償却費	380		386	
その他	34	3,994	26	3,706
情報システム及び通信費				
減価償却費	219		207	
消耗品費	2,057		2,259	
通信費	173		171	
IT業務分担金	4,564		4,569	
その他	1,418	8,433	2,517	9,725
その他業務費用				
グループ分担金	12,525		11,433	
業務会費	1,155		1,154	
旅費交通費	1,873		2,322	
責任保険料	493		456	
租税公課	1,011		1,026	
その他	1,639	18,698	1,585	17,979
合 計	•	141,489		142,690

# 独立監査人の監査報告書

2024年7月11日

有限責任監査法人トーマツ 監査委員会 御中

> 新創監査法人 東京都中央区 指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 坂下 貴之

指定社員 公認会計士 横江 俊亮業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの2023年6月1日から2024年5月31日までの第57期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する 規定に従って、有限責任監査法人トーマツから独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち 計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作 成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロ セスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外 にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告のプロセスの整備及び運用における執行役の職務の 執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報 告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断 される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽 表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査 人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記

事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

有限責任監査法人トーマツと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月12日

有限責任監査法人トーマツ 包括代表 大久保 孝一 殿

新創監査法人 東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 柳澤 義一 業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂下 貴之業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの2022年6月1日から2023年5月31日までの第56期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する 規定に従って、有限責任監査法人トーマツから独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外 にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告のプロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報 告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断 される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

有限責任監査法人トーマツと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上